

(16) 特別免許状を取得する方法（免許法第5条第3項、同条第4項、第9条第2項）

特別免許状は、以下の1及び2のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき、授与権者が行う教育職員検定に合格した者へ授与されます。

- 1 担当する教科に関する専門的な**知識経験又は技能***を有する者
 ※ 社会人としての実務経験に裏付けられた知識・技能を指す。
- 2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
 また、特別免許状は、その免許状を授与した**授与権者の置かれる都道府県においてのみ**、効力を有します。

【特別免許状の種類】

学 校 種	教 科 又 は 事 項
小学校教諭特別免許状	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語
中学校教諭特別免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語、宗教
高等学校教諭特別免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語、宗教（以上、教科） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務（以上、事項）
特別支援学校自立教科教諭特別免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸美術、特殊技芸工芸、特殊技芸被服
特別支援学校自立活動教諭特別免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育